○国土交通省告示第三百四十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十五年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地の表示

坂本北川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

高知県長岡郡本山町坂本

字蒟蒻野　四九〇番一　一号、二号及び十五号
四八九番一　三号
四八八番一　四号
四八八番二　五号
四八五番　六号
四九七番　七号及び八号
四八四番　九号
四七六番二　十号
四七六番一　十一号
四七〇番二　十二号
四七〇番三　十三号及び十四号

ロ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷（イに掲げる土地の区域を除く。）

高知県長岡郡本山町坂本

字蒟蒻野　四九七番
六九一番
六八五番

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

坂本中川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川のうち、その接している区間の河川敷

高知県長岡郡本山町坂本

字池ノ迫　四六〇番及び四六一番
六九〇番

字毛無畝　六八三番

字蒟蒻野　四六五番一及び四六五番二

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

カシケ谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十三年建設省告示第六十九号で指定した土地の区域及び昭和四十八年建設省告示第二千五百三十六号で指定した土地の区域を除く。）

高知県長岡郡大豊町八畝

字カイデ　一〇三三番四三　一号
一〇三三番二九　二号及び三号
一〇三三番五四　四号から八号まで
字日浦瀧　一四三六番二　九号から十二号まで

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

熊谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十三年建設省告示第百五十五号で指定した同号に掲げる土地の区域及び昭和五十六年建設省告示第千五百二十九号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

徳島県三好市東祖谷釣井

七八番　一号、二号、十七号及び十八号
七七番三　三号、四号及び十五号
六四番二　五号
六四番一　六号
三三五番一　七号
四五四番　八号
四五六番　九号及び十号
四五七番　十一号
七二番一　十二号
四六一番　十三号及び十四号
七七番一　十六号

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

榎木谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛媛県東温市河之内

字根引　甲五三七六番一　一号
字榎谷　甲五三七二番　二号
甲五三七一番　三号
甲五三六九番　四号
字片山　甲五三〇二番一地先道路敷　五号
甲五三〇二番二　六号
甲五三一〇番　十五号
甲五二九三番二　七号及び八号
甲五二九二番　十一号及び十二号
甲五二九〇番一　十三号及び十四号
甲五〇九〇番一地先道路敷　九号
甲五〇九〇番二　十号
甲五三五七番　十六号
甲五三五四番二　十七号
甲五三五五番　十八号

ロ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（イに掲げる土地の区域を除く。）

愛媛県東温市河之内

字榎谷　甲五三六一番から甲五三六六番まで
甲五三六七番一及び甲五三六七番二
甲五三六八番及び甲五三六九番
乙二〇七七番二
乙二〇八四番
乙二〇八九番
乙二一〇五番
乙二〇四九番
乙二〇七七番一及び乙二〇七七番三
乙二〇七八番
乙二〇七九番一から乙二〇七九番三まで
乙二〇八〇番及び乙二〇八一番
乙二〇八四番一
乙二〇八六番
乙二〇九二番から乙二〇九六番まで
乙二〇九七番一及び乙二〇九七番二
乙二〇九八番一
乙二一〇〇番から乙二一〇二番まで
乙二一〇六番
乙二一〇八番
乙二一一八番三

字城ノ岸
字榎木谷

字ナメラカ谷

○国土交通省告示第三百四十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十五年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

層雲峡小学校の沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道上川郡上川町字層雲峡

八八番地先河川敷　一号及び三十号
八八番　二号及び二十九号
八六番　三号から五号まで
一番　九号から十一号まで
七番　十二号

北海道上川郡上川町字層雲峡国有林

二三四〇林班　つ小班　六号及び二十四号から二十八号まで
り小班　七号及び八号並びに十五号から十七号まで
ム小班　十三号及び十四号
れ小班　十八号及び十九号
る小班　二十号から二十三号まで

○国土交通省告示第三百五十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十五年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

薬師沢